

香川県都市計画公聴会規則（昭和45年香川県規則第21号）第2条の規定により、次のとおり香川県都市計画公聴会を開催する。

平成26年10月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所
平成26年11月18日（火曜日） 午後2時から	三豊市詫間町詫間1338番地5 詫間勤労会館

2 意見を聞こうとする都市計画の案の概要

別記のとおり

3 公述の申出の方法及び期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成26年11月10日（月曜日）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に、意見の要旨並びに住所、氏名、年齢及び職業を公述申出書（香川県土木部都市計画課及び三豊市建設経済部建設課に備え置く。）に記載して香川県土木部都市計画課へ提出すること。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものに限り有効とする。

4 開催の中止

3に掲げる公述の申出がなかった場合には、1に掲げる公聴会の開催は中止する。

別記

仁尾都市計画道路の変更案の概要

都市計画道路中3・5・3号砂入仁尾浜線を3・4・3号仁尾浜線に名称を改め、3・4・1号仁尾海岸線ほか4路線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域 延 長	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経 過 地		構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表面式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	
幹線街路	3 ・ 4 ・ 1	仁尾海岸線	三豊市 仁尾町 仁尾字 浜	三豊市 仁尾町 仁尾字 浜	—	約940m	地 表 式	2 車 線	16 m	—	—
幹線街路	3 ・ 5 ・ 2	北草木仁尾浜線	三豊市 仁尾町 仁尾字 北	三豊市 仁尾町 仁尾字 浜	—	約510m	地 表 式	2 車 線	12 m	幹線街路と 平面交差1 箇所	なお、仁尾 町仁尾字浜 地内に交通 広 場 約 4,400㎡を 設ける
幹線	3 ・ 線	仁尾浜線	三豊市 仁尾町	三豊市 仁尾町	—	約320m	地 表 式	2 車 線	16 m	幹線街路と 平面交差1	—

街路	4 ・ 3		仁尾字 江尻	仁尾字 浜			式 線		箇所		
幹線街路	3 ・ 5 ・ 4	仁尾港 父母線	三豊市 仁尾町 仁尾字 古江	三豊市 仁尾町 仁尾字 南草木	三豊市 仁尾町 仁尾字 浜	約2,360m	地 表 式	2 車 線	12 m	幹線街路と 平面交差3 箇所	—
幹線街路	3 ・ 5 ・ 7	詫間仁 尾線	三豊市 仁尾町 仁尾字 詫間越	三豊市 仁尾町 仁尾字 古江	三豊市 仁尾町 仁尾字 仁尾ノ 上	約1,590m	地 表 式	2 車 線	12 m	—	—

なお、参考図は、香川県土木部都市計画課及び三豊市建設経済部建設課において公述の申出の期限まで閲覧に供する。